

【島根県障がい者基本計画の策定について】

●委員

資料1の③の医療機関の精神科障がい者の方の数字について、平成28年から令和4年度は、少し減っていると思うが、その理由と、一方で、精神保健福祉手帳は大幅に増加している。これがリンクしているとする、患者が令和4年度はコロナにより減っているのか、どのように分析しておられるか、見解を伺いたい。

○事務局

ご質問いただいた件については、事前に以前 FAX で同様の意見をいただいているかと思えます。

このご意見については、資料1の②の最後36、37のところに記載しております。

原因についてどのように分析しているか、理由としては何かという点についてですが、実際のところ分析のほうまではしておりません。あくまでも推察、推測になりますが、ご意見にもありましたように、コロナが蔓延している、コロナ禍であったことにより、通院患者、入院患者が減少したことにつながったということ、あくまでも推察ではございますが、一因として考えられると推察しています。

●委員

障がい者基本計画資料1の54ページとリンクしますが、皆さんの意見の12番から16番に移動支援の充実という項目が上がっています。私たち〇〇会も含めて、今、公共交通やバスとかタクシーが減便になるなど、松江においては非常に厳しいものがある。島根県下においても、JRも含めて各地域で住民の足が奪われつつある。

障がい者や家族が、通院ですとか健康を保つことが脅かされる状況について、実態把握など今後どのように、障がい福祉の施策の中に取り上げるのか、また各市町村とどう連携していくのか、各交通機関との連携をどうするか、この点についてお考えを伺いたい。

○事務局

昨年末、夏ごろから、バスの減便の問題、バスの運転手の人手不足の問題について県内及び全国的にも非常にクローズアップされています。

この計画を検討している段階では、障がいのある方の足の確保としては、移動支援のサービス、市町村のコミュニティでの移動手段、交通手段について、主に費用負担といった視点、事業者の確保による利便性の向上といった、市町村が実施する地域生活支援事業の活用などにより市町村や地域での解決を促すこととしていました。

しかし、今現在では、公共交通機関やバスについて、この計画を策定している中で急速に地域の大きな課題として浮上してきています。ご指摘の通り、公共交通機関の部分と、障が

い当事者向けの福祉的な交通手段の確保と、両方リンクして考えていかないとはいけません。ダイレクトに両者を結び付けて課題提起するところは、今回の計画には間に合っていないと思いますが、パブリックコメントでもいくつか意見をいただいている。

今後、関係団体等からそれぞれの地域の実情を伺いながら問題把握、また、各市町村やバス事業者、県庁の交通部局とも（課題を）共有し、全体整理をして、交通手段や移動について不便な方に、より配慮しないとはいけません。特に通院や施設の利用、通学も大きな課題です。実態を把握しつつ、既存のもの、不足している部分、どうやって解決していくかとらえていきます。これからの検討の中で、様々なご意見を伺いながら詰めていきたいと思っております。

【第7期島根県障がい福祉計画・第3期島根県障がい児福祉計画の策定について】

●委員

障がい児支援の提供体制の整備のところで、国基本指針が各市町村に少なくとも1か所以上といったのが発達支援センター、保育所等訪問支援等がある。これについて、各市町村に確認をして、目標が設定されているということだが、県として、この圏域にどれくらいあったほうがいいとか、そういった方向では考えていないのか。市町村ができるかできないかではなくて、例えば「この人数が居れば、この圏域にはこれくらい欲しいんじゃないか」とかいう、そういう方向を考えていかないといけないのではないのか。

○事務局

解答になるかどうかわかりませんが、中間報告として夏ごろ一旦集計を取りまとめています。その後、県で集計したものを基に、各市町村や保健所の担当者を集めて圏域別会議を開催しました。そこで各市町村の考えを伺いました。対象児がいない、事業所の参入が難しいなど、計画にも書いていますが、このような事情もあることから、県から市町村に対して必ず設置を求めるところまでは至っていない状況にあります。

●委員

難しいということはあると思うが、例えば松江圏域と出雲圏域はすごく多くて、その他のところではなかなか人数がそろわないといったことは当然あると思う。必ず市町村に一つということではないと思うが、圏域に全くゼロというところも実はそんなに少なくない、少なくとも一人いるという場合もある。そう考えると、やはり圏域と市町村の意向ではなく、目指すべき方向、必要性を考えた配置で、どこまでそれに沿えるかということを考える必要があると思う。

2点目。参考資料の地域生活支援拠点等の整備について、実績と計画でものすごく増えているが、実際これはできるとして計画が立てられているものか、元々例えば地域生活支援拠点が全県で令和4年のところで11か所、令和5年はまだ集計できていないと思っております、

来年度以降のところでは32か所とか、すごく増えています。これが希望なのか、ある程度の方向性を考えていらっしゃるのか、その部分についてはいかがでしょうか。

○事務局

市町村からの積み上げの数値をそのまま記載しているという状況です。

○事務局

補足になりますが、地域生活支援拠点については、これまでも整備計画としては考えています。前計画、あるいは前々回の計画からだったか、国のほうも大事な施設であることから地域密着型ということで各市町村へ設置を推進してきました。しかし、受け皿となる事業者の問題もありなかなか進まない中で、今回の総合支援法の改正で、地域生活支援拠点の強化、規定上も今までの「整備する」から「努力義務」へ格上げになりました。国も今まで以上に力を入れていきたいと言っています。国の指針の中にも現れているし、県としても大事な施設であることから、計画を策定するにあたり個別ヒアリングの中でも言っています。それ以外の施設整備も含め、県から関係市町村へ訴えかけ、より積極的に進めていかないといけない。なかなかこれまで進んでないところではあるが、これについては計画、さらに数を増やしていきたいということで、他のものより非常に全面的に前に進めていきたいと考えています。

最初のご意見、市町村の単純な積み上げではなくて県としてどう考えるかというのは、大事な視点だと思っています。実際のところ、今回の数値目標を掲げるうえで、各市町村とのヒアリングを行っておりまして、市町村のほうでも同様な障がい福祉計画・障がい児福祉計画を作成しています。

例えば〇〇市さんの審議会でも、ニーズ調査をしっかりとされて、現在当事者の方がどういったサービスを利用して、人数が足りていないとか、丁寧に把握をされています。そういったものの積み上げ、きちんと現実的なところを見据えて数字を出しておられます。福祉の実施窓口が市町村ということで、もちろん県もだが、それ以上に市町村が現場主体となって考えていらっしゃいます。それを確認して、市町村の考えを優先させています。あるいは整備計画の中でも、数値が上がっていないものもあるが、他の機能で代替できるとか、別のサービスを提供したほうが有利になるなど、地域の実情に応じて考えておられます。そういったところを一つ一つ確認しながら県と市町村とのやり取りでこれでいいということで確認して、このような計画にまとめさせていただいたということです。

●委員

日頃から障がい者の雇用の促進について、島根県はじめ関係者の方々、ご連携いただきありがとうございます。

確認ですが、資料2の①の3ページ、(4)の福祉施設から一般就労への移行等々のところ、目標項目の下の2項目、就労定着支援事業の関係ですが、一番下の就労定着率が目標だと、今回、就労定着支援事業所のうち、終了定着支援率が7割以上の事業所の割合が6.4割

となっていて、全国のほうが国基本方針 2.5 割以上となっているので、相当高い数値になっています。具体的にどういった取組をしてここまで高い数値に設定されたのか伺います。

今後こういった取組を一緒になって促進できればと思うが、県で今後どういった取組を行っていくかという点についても併せて教えていただきたい。

○事務局

明確な分析までは行っておりませんが、先ほどもご紹介した圏域別会議のうち、隠岐の会議の中で、就労先の事業所の方が障がいのある方に寄り添った行動をしているということ、これにより離職率がかなり低いというお話を伺いました。これなどは参考となる取組に当たると考えます。

数値につきましては、先ほどから繰り返しとなり、申し訳ありませんが、市町村からの積み上げになるため、詳細な分析までには至っておりません。

●委員

あいサポート運動について、ホームページを見ると、(サポーター数などの) 伸びがないように見える。まず自分にできることとして、職場の上司へこういう運動があるということを知らせた。全く周りの人は知らなくて、前向きに検討してもらえることになったが、資料 1 の①の 16 ページに書いてあるが、「啓発広報活動を展開し」の記載や、「すべての県民が参加している状況にはありません」という感じで、漠然とした広報の仕方じゃないかなと思う。もっと広く浸透させるには、県のほうで、もうちょっと具体的に、もっと下におろして市町村や自治会単位とか、もっと広く、根っこのほうに浸透させてもらえると、職場単位でもいいし、担当の人をもっと下に持ってきたらと思い、この運動に向き合ってみることにしました。

○事務局

ありがとうございます。県のほうでもまずは知っていただくという活動が大事だと思います。以前からのいろいろな普及啓発に加えて、様々な媒体を使って行っているところ です。

普及啓発ということになると、まずは興味をもって見ていただくということ、それから興味を深めていくことが大事かなと思っています。

委員がおっしゃられたように、いろいろなツールや機関を使うことも大事です。私たちだけでは少し不十分なところもあるかと思いますが、今いただいたご意見を参考にして、今後もっと深まるように、活動を進めていきたいと思ひます。

●委員

4 ページの障がい児支援ということになると、特別支援学校の役割というのは、本当に大きなものになっています。実際に市町村と連携して、いろいろな取組を特別支援学校として行っていますが、子どもたちの進路、卒業後の行き場、これが我々にとって非常に重要な項目になります。一般就労は別として、福祉に関するものとして、A・B、あるいは生活介護、

これらは市町村の力を借りながら、学校として何とか道筋がつきますが、今一番難しいのが入所です。特に強度行動障がい、あるいは重度重複の子どもさんの入所施設が見つからないというのが現状で、毎年一人程度どこの学校も市町村に相談しても「空きがない」といったような状況があります。

そこで、この4ページの(5)の最後の「障がい児入所施設に入所している児童が、18歳以降大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるようにするための、意向調整の協議の場の設置」です。これを見ると、そういった重度の子どもが児童施設に入所して、18歳で出なければいけない。その時にいわゆる行き場がない。こういった子を県がまとめてそういった子供の情報を掴んで、全県で居場所を見つけてくださるといふうに、これは解釈してよろしいですか。

○事務局

今、●委員がおっしゃっていただいたような意図ではありません。

県がそのお子さんの18歳以降、今までは児の施設にいたることができたけれども、もう児の施設にいられないということで、どこか者の施設に移らないといけない、グループホームなどに移るといふ時に、県がそういったお子さんの情報を集めて、差配をするという意図ではありません。昨年いろいろお話を伺ったのですが、島根県の場合は、養護学校の先生にご尽力をいただいて、移行後の行き場というのを探していただいているという状況については、当方としても承知しています。

これまで先生、学校だけが一生懸命されてきたのを、関係機関、市町村、相談支援事業所なども一緒になって早めから準備をして先に進んでいきたいと思いますという意図での協議の場ということになります。

国でこのような考え方を示されたのですが、他県では本当に行き場のないお子さんが結構いらっしゃるといふことで、きちんと協議の場を設置してやってくださいといふことを国として、施策として示しています。

【島根県における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改正について】

●委員

今回、具体的な例等も挙げていただいて、わかりやすい部分があるかなあと思うのですが、ぜひお答えをいただきたいと思うのが、発達障がいの方に対応するのですが、先ほどの提供義務違反に該当すると考えられる例のところで、試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、前例がないことを理由に断ってはいけなとありますが、前例がないことを理由に教育委員会から、しばしば断られることがあります。県全体、市町村もそういうところがあります。県はOKでも、個別で学校自体がやらないところもあります。これらは、社会的障壁ですので、この部分を先生方がご存じないという問

題が出てきているのだと思います。当然、年代によって知らない方もいらっしゃることも確かにありますが、こういった例をぜひ、教育委員会ですとか、そういったところにも向けて連携をとっていただきたい。試験時間を延ばすとか、問題を読み上げるとか。小中学校でも校長先生や先生方の裁量一つで、ここはできる、ここはできないといった状況があること自体がすごく差別的だなと思っていますので、その辺のところはやはり下のほうにというよりも上のほうからぜひ周知いただいて、やっていただければと思います。

○事務局

ありがとうございます。以前お示ししたものに、「島根県における」と書いてあるのですが、県の組織でいうといわゆる知事部局という、知事をトップとする機関のものになっております。同じもの、対応要領ですが、教育委員会のもの、警察機関のものという3種類ございます。

今回の改正につきましては、各関係機関にもこういう改正があったということを伝えたいと、今、素案の段階ですが、こういった形で修正を考えていますと伝え、検討を促していきたいと思っています。

○事務局

補足になりますが、先ほどの試験のところでは柔軟に対応する、どうしても試験というと競争試験ですので、一定のルールに沿って同じ条件でというのは最低限のことで、そこと、障がいのある方への合理的配慮があいそぐわない、相いれないという部分があって、現場のほうも迷う部分があるのではないかと思います。これについては国も合理的配慮の中に、制度改変を行うということも検討しなければならないということで、そういった中には試験のところも言われています。あるいは会議の中で休み時間をしっかりとるとか、こういったものも広く言えば制度の改変ということで、そういった視点を、今の差別解消法導入の時にはあまり注目されていなかったのですが、何年かやっていくうちに、そういったところの配慮も要るのではないかと、注意喚起もなされてきている、そういった点、全部が全部反映されるかは、主催者や実施者の考え方がありますが、そういった視点もあるということでは伝えていかないといけないと思っています。

●委員

一点だけ。別に試験をうけなくていいという形にするわけでは決してありませんで、試験を受けるべきであるという枠組みはあるとして、どこまでがその中で許容できるのか、どこまでは許容できないのかということ、あらかじめきちんと伝えるということをししないと、全体的に問題になっているのだらうと思います。

学校ごとで枠が違ってくることは当然ありますし、その辺を「うちではこうです。これはこういう理由です」ということがあれば、それは伝わっていくと思うのですが、よくあるのが「前例がないので」というのが、私たちとしては引っかけます。絶対に前例はないことはいっぱいあるので、そうではなくて、例えば学校としては「どこまでならOKで、ここまではできません。それでもよければぜひ受けてください」というような、そういう形の枠組

み設定のところをきちんと伝えることが必要ではないかと思います。

●委員

補足をさせていただきます。例えば商工会議所が行う検定試験の際には、視覚に障がいがある人は、どうしても文字を読みこむのが遅くなります。そういう観念で時間を長くするとか、そのような対応をとっている例があります。

また就職の際の試験でも、ハローワークからいろいろ試験に際しての視点が示されています。そういうものを参考にされたらいいのではないかと思います。